

別表第1
直接測定による出来形管理

【農業農村整備事業編】

直接測定による出来形管理

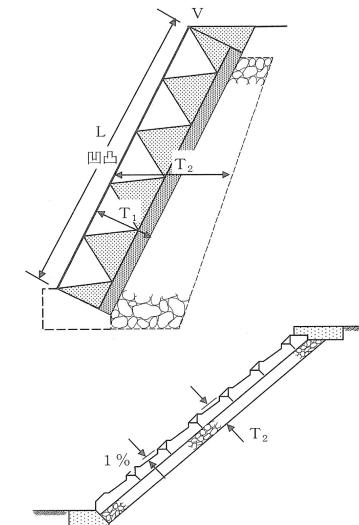
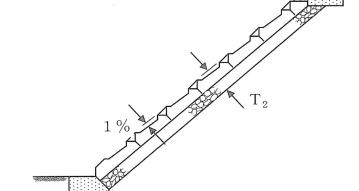
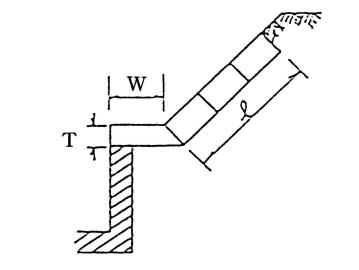
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
1. 共通工事	1. 挖削	基準高 (V) 基準幅 (W) 法長 (L) 施工延長	±100 ±65 法長5m未満 -200 法長5m以上 -4% -150 ±300 -100 法長5m未満 ±125 法長5m以上 ±2.5% -200	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	2. 盛土	基準高 (V) 幅 (W) 法長 (L) 施工延長	±100 天端幅, 小段幅等 -150 法長5m未満 -100 法長5m以上 -2% -200	上記と同一

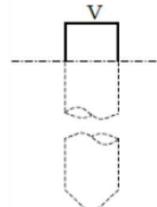
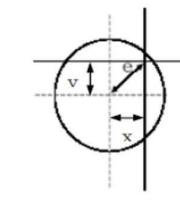
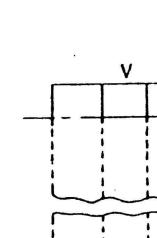
管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの		
基準高, 幅, 法長で20点以上もので、20点未満のもの		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
1. 共通	3. 石積み コンクリートプロック積み	基準高 (V)	+65 -40	+40 -25
		厚さ (T)	石面より裏込コンクリート背面まで -50 石面より裏込材料背面まで -100	石面より裏込コンクリート背面まで ±30 石面より裏込材料背面まで -65
	石張工	法長 (L)	法長2m未満 -40 法長2m以上 -75	法長おむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
		施工延長	-0.1%, ただし 10m未満 - 50 10~50m未満 - 100 50~200m未満 - 200	厚さ (T_1, T_2) の測定は各々、法長2m未満は1箇所 (おむね $L/2$) 、2m以上は2箇所 (おむね $L/3, 2/3L$) 測定することを原則とする。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	コンクリートプロック張り (河川護岸) は除く	凹凸	—	法長の1% (コンクリートプロック積みのみ)
	4. 張ブロック	基準高 (V)	±30 (± 45)	±20 (± 30)
		幅 (W)	-30	-20
		厚さ (T)	-20 (-23)	-13 (-15)
		施工延長	-0.1%, ただし 10m未満 - 50 10~50m未満 - 100 50~200m未満 - 200	施工延長おむね100mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの	 	基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。
基準高、厚さ、法長で20点未満のもの で20点以上のもの	 <p>既設構造物</p>	法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。

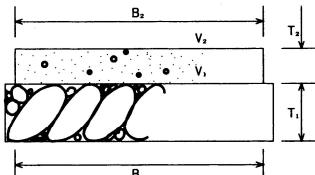
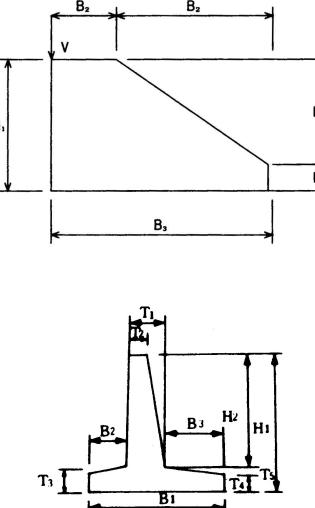
工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
共通工事	5. 基礎杭打工	基準高(V) 現場打ち杭 深礎杭	+75 -45 ± 45 ± 45	+50 -30 現場打ち杭 深礎杭
	木杭	偏心(e)	別表A参照 深礎杭 150	別表A参照 深礎杭 100
	プレキャストコンクリート杭	傾斜	指定したとき 1/100以内	
	鋼管杭			
	場所打ち杭			
	深礎杭			
工事	6. 矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高(V) 中心線のズレ(e) 施工延長	± 45 ± 100 -0.1% ただし、延長200m未満 -200	± 30 ± 65

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) —	  $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打ち杭とは、オールケージング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。
基準高、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長 左記のもの	 	中心線のズレは中心より右を+左を-とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
7. オープン ケーボン 1. 共 通 工 事	基準高 (V)	±100	±65	構造図の寸法表示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロットごとに測定する。
	幅 (B)	- 50	±30	
	厚さ (T)	- 20	±13	
	高さ (H)	- 100	±65	
	長さ (L)	- 50	±30	
	偏位 (e)	300	200	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの		

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
1. 共通	8. 栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅 (B) 厚さ (T)	栗石、碎石基礎 砂基礎、均しコンクリート 栗石、碎石、砂基礎 均しコンクリート	-200 -100 -50 -20 -130 -65 -30 -13
		施工延長	-0.2%、 ただし延長50m未満 -100	線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	9. コンクリート付帯構造物	基準高 (V) 幅 (B)	±45 -30	±30 ±20
	コンクリート基礎 コンクリート側溝 コンクリート管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に準ずるもの	厚さ (T) 高さ (H) 施工延長 (又は長さ)	部材厚30cm未満 -20 部材厚30cm以上 -25 2m未満 -30 2m以上 -45 -0.1%、 ただし延長 2m未満 - 30 10m未満 - 50 50m未満 - 100 200m未満 - 200	部材厚30cm未満 +15 -13 部材厚30cm以上 +20 -15 2m未満 ±20 2m以上 ±30

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) —		管水路の基礎は「8管水路工事管体基礎工(砂基礎等)」による。
結果一覧表によるもの(様式8) 左記のもので箇所単位及び施工延長		

【農業農村整備事業編】

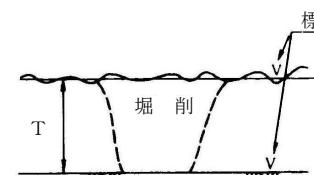
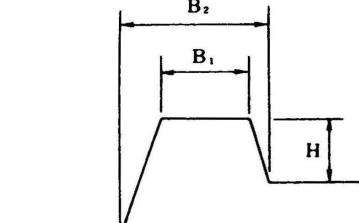
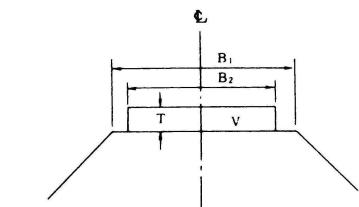
工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
1. 共通工事	10. 精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高 (V) 幅 (B) 厚さ (T) 高さ (H) 長さ (L)	±20 ±10 ±20 ±10 ±10	±15 ±7 ±13 ±7 ±7
	11. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	基準高 (V) 中心線のズレ (e)	±30 ±50	±20 ±30
		施工延長	-0.1% ただし、延長200m未満 -200	
		12. 土水路	基準高 (V) 幅 (B) 高さ (H) 施工延長	±100 -75 指定したとき -75 -0.2% ただし延長200m未満 -400
	13. 抑止アンカー (緊張するアンカー)	削孔長 (L) 削孔位置 (d) 削孔方向 (θ)	設計深さ以上 100 ± 2.5 度	指定したとき ±65 +100 -50 指定したとき +100 -50
	14. アンカー (緊張しないアンカー)	削孔長 (L) 削孔位置 (d) 削孔方向 (θ)	設計深さ以上 100 (a) 15 (b) 40	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) —		
結果一覧表によるもの (様式8) —		
構造図に朱記、併記するものが困難なもの —		
基準高中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長 —		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長 —		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長 —		
左記のもので20点未満のもの —		アンカー工 (緊張しない、アンカー)はロープネット工の岩アンカー、アンカー付吊柵の岩アンカー等に適用する。

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要		
					管理図表によるもの (様式3)	結果一覧表によるもの (様式8)	構造図に朱記、併記するもの		
1. 共通工事	15. 鉄筋組立	かぶり (t)	± φかつ最小かぶり	<p>測定箇所標準図による1スパン（1打設ブロック）毎に測定する。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配置状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)も併せて適用する。</p>	—	○	—		<p>1面当たり4箇所程度測定する。 同一鉄筋上で測定は行わない。</p> <p>最小かぶりは構造物の種別に応じてコンクリート標準示方書、道路橋示方書を参照</p>
		平均間隔 (d)	± φ					<p>$d = \frac{D}{n - 1}$ D:本間の長さ n:10本程度とする</p>	測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないよう測定する。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
整備工事	1. 表土扱い	厚さ(T)	-20%	+20% -15% 10a当たり3点以上 (標高差測定又はつぼ堀りによる。)
	表土整地	基準高(V)	指定したとき ±150	指定したとき ±100 10a当たり3点以上 (標高測定する)
		均平度(△)	± 50	±35
		面積	±3.0%	±2.0%
	3. 畦畔復旧	幅(B)	-50	+100 -35 施工延長おおむね200mに1箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。
	高さ(H)	-50	+100 -35	
	4. 道路工(砂利道)	基準高(V)	指定したとき ±150	指定したとき ±100 幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。
	幅(B)	-150	+150 -100	
	厚さ(T)	- 45	±30 支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所測定する。	
	施工延長	-0.2%, ただし延長200m未満 -400		

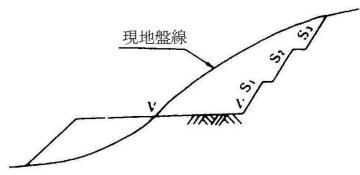
管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3.4) 結果一覧表によるもの(様式8)		
構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもので20点未満のもの		
左記のもので20点未満のもの		
基準高、均平度で20点以上のもの		1. 基準高は、基盤面の高とする。 2. 均平度は表土埋戻後に測定する。
左記のもので20点未満のもの		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長		舗装を行うときは、「4舗装工事・道路改良工事」を適用する。

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
1. 耕起深耕	耕起深(T)	果樹 -75 野菜 -15	果樹 -50 野菜 -10	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つば掘り2箇所/ha
農用地帯成形工事	2. テラス(階段畑)	幅(B ₁) -150	指定したとき +300 -100	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。
	耕起幅(B ₂)	指定したとき -150	指定したとき ±100	
	側溝幅(B ₃)	- 75	+100 - 50	
	側溝高さ(H)	指定したとき -75	指定したとき +100 - 50	
	法勾配(S)		指定としたとき +2分 -1分	
3. 道路工(耕作道)	幅(B)	-150	+150 - 100	施工延長おおむね100m当たり、1箇所測定する。
	厚さ(T)	- 45	± 30	
	側溝幅(b)	- 75	+100 - 50	
	側溝高さ(H)	指定したとき -75	指定したとき +100 - 50	
4. 土壤改良	pH測定	指定したとき ±0.5	指定したとき ±0.35	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの	
耕起深で20点以上のもの	左記のもので、20点未満のもの	—
幅、耕起幅側溝幅、側溝高さ、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—
幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—
pH測定で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
3. 農 用 地 造 成 工 事	5. 改良山成	基準高 (V)	指定したとき ±300	指定したとき ±200 基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)
		法勾配 (S)	—	指定したとき ±1分

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3,4) 結果一覧表によるもの(様式8) 基準高, 法勾配で20点以上ものもの		切土部のみ対象とする。

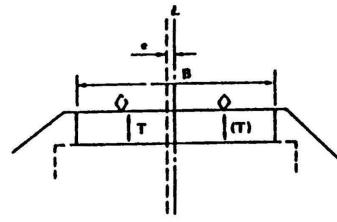
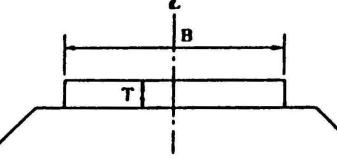
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
4. 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	1. 路床工	基準高 (V) 幅 (B)	± 50 -100	±30 +100 -65
		中心線のズレ (e)	±100	±65
		施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100	
	2. 路床安定処理工	基準高 (V) 幅 (B)	± 50 -100	±30 -65
		厚さ (T)	- 50	-30
		施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100	
	3. 路盤工	基準高 (V) 幅 (B)	下層路盤 ±50 -50	下層路盤 ±30 +50 -35
		厚さ (T)	下層路盤 -50 上層路盤 -30	下層路盤 ±30 上層路盤 ±20
		中心線のズレ (e)	±100	±65
		施工延長	-0.2% ただし延長150m未満 -100	

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長		
—		
—		
—		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
4. 補装工事・道路改良工事	4. コンクリート舗装工	幅(B)	-30	+30 -20 幅、中心線のズレについて施工延長おむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
		厚さ(T)	コンクリート舗装 -10 アスファルト舗装 各層 -10 全層 -15	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10
		中心線のズレ(e)	± 50	±35 に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
		施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150	
		平坦性(F)	(アスファルト舗装) 3mプロフィルメーター標準偏差 $\sigma = 2.4\text{mm} \text{以内}$ 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75\text{mm} \text{以内}$ (コンクリート舗装) 標準偏差 $\sigma = 2.0\text{mm} \text{以内}$	平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。
	5. 砂利舗装工	幅(B)	-100	+100 -65 施工延長おむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	厚さ12cm未満 - 30 厚さ12cm以上 - 45	t < 12cm ± 20 t ≥ 12cm ± 30
		施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの	 <p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>	区間長100m 未満においては平坦性の測定を省略する。
幅、厚さで20点未満のもの及び施工延長		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. 舗装工事・道路改良工事	6. 道路トンネル	支保工 幅(b)	-70	
		支保工 間隔(l)	±75	±50
	コングリート	基準高(V)	±50	±30
		幅(B)	-70	±45
		巻厚(T)	-50	-30
		高さ(H)	-70	±45
		中心線のズレ(e)	直線部 ±100 曲線部 ±150	直線部 ±65 曲線部 ±100
	リート覆工	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満	
			-150	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの	左記のもので20点未満のもの	破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上もの及び施工延長		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. 輔装工事・道路改良工事	7. 道路トンネル (NATM)	支保工幅(b)	-70	
		支保工間隔(l)	±75	支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
	吹付コンクリート厚(T)		施工吹付厚≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な個所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長50m毎に図に示す(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。
	ロングボルト	位置間隔(L)		施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する。)
		角度(θ)		
		深さ(l)		
		孔径(ϕ)		

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの	左記のもので20点未満のもの	破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—
—	—	—
—	—	—

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. 舗装工事・道路改良工事	7. 道路トンネル(NATM) コンクリート覆工	基準高(V)	±50	±30 (1) 基準高、幅、高さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 (2) 卷厚 (i) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で卷厚測定を行う。 (iii) 検測孔による卷厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定を行う。 (iv) ただし以下の場合には適用除外とする。 ・ 良好的な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお変形が収束しているものに限る。
		幅(B)	-50	-30
		巻厚(T)	-0	-0
		高さ(H)	-50	-30
		中心線のズレ(e)	直線部 ±100 曲線部 ±150	直線部 ±65 曲線部 ±100
		施工延長	-0.1%, ただし 延長150m未満 -150	

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8)		

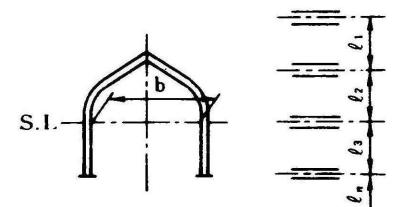
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	7. 道路トンネル (NATM)	コ ン ク リ ー ト 覆 工		<ul style="list-style-type: none"> ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ・鋼製支保工、ロックボルトの突出。

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
5. 水路トンネル工事	1. 水路トンネル	幅(b) (Bタイプ) 支保工幅(b) (C, D タイプ)	-0 -40	1. 幅、間隔は全基数について測定する。 2. 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。
	2. 間隔(ℓ)	±75	±50	
	3. 深さ	±10	±5	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管 理 図 表 に よ る も の (様 式 3)	結果一覧表に よ る も の (様 式 8)	構 造 図 に 朱 記、併記す る も の		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破碎帶等の特殊な時における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準
5. 水路トンネル工事	コンクリートの覆工	基準高(V) 幅(B) 卷厚(T) 高さ(H) 中心線のズレ(e) 施工延長	±50 -40 -0 -40 直線部 ±100 曲線部 ±150 直線部 ± 65 曲線部 ±100 -0.1% ただし、延長150m未満 -150	<p>1. 基準高、幅、卷厚、高さについては1スパンに1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 卷厚 (i) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ii) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工縫目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (iii) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
6. 水路	1. 現場打開水路	基準高 (V) ±30	±20	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	幅 (B)	-25	+25 -15	
	厚さ (T)	-20	+20 -13	
	高さ (H)	-25	±15	
	中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	
	スパン長 (L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150		
	2. 現場打サイホン	基準高 (V) ±50	±30	上記と同一
工事	幅 (B)	-20	+20 -13	基準高、幅厚さ、高さ、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長
	厚さ (T)	-20	+20 -13	
	高さ (H)	-20	±13	
	中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	
	スパン長 (L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150		

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8)		スパン長の標準を9mとした場合
構造図に朱記、併記するもの		同上

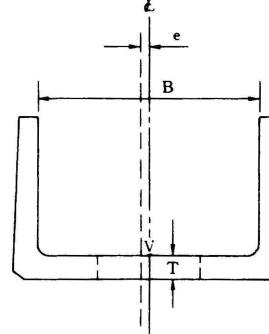
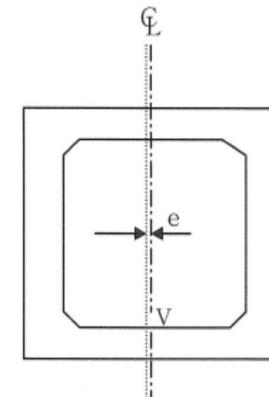
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
3. 現場打暗渠 6. 水路工事	基準高 (V)	±30	±20	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	幅 (B)	-20	+20 -13	
	厚さ (T)	-20	+20 -13	
	高さ (H)	-20	±13	
	中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	
	スパン長 (L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150		

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの		スパン長の標準を9mとした場合

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. コンクリート二次製品水路	基準高 (V)	±30	±20	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)については、おおむね10mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	幅 (B)	-25	+25 -15	
	厚さ (T)	-20	+20 -15	
6. 水路	中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	幅、厚さについては、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満 -150		
	鉄筋コンクリートL形水路			
5. ボックスカルバート水路	基準高 (V)	±30	±20	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)については、おおむね10mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	中心線のズれ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150		

管 理 方 式	測 定 管 所 標 準 図	概 要
管理図表によるもの(様式3)	構造図に朱記、併記するもの	幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、幅厚さ、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—
		
基準高、幅厚さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	
		

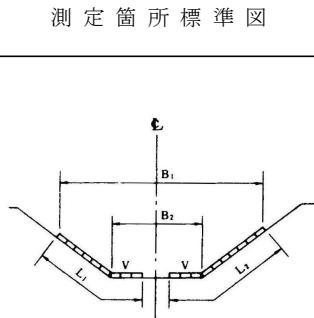
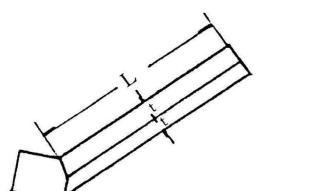
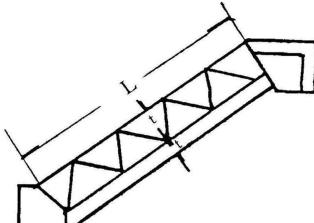
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
7. 排水路工事・河川工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高 (V) 厚さ (T)	± 45 厚さ10cm未満 -20 厚さ10cm以上 -30	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		法長 (L)	法長2m未満 -50 法長2m以上 -100	
		施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150	
	2. コンクリートプロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基準高 (V) 幅 (B) 高さ (H) 中心線のズレ (e)	± 50 -40 -40 直線部 ± 50 曲線部 ± 100	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)については、おおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 上記未満は2箇所測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8)		
構造図に朱記、併記するもの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長		幅、高さは柵渠には適用しない。

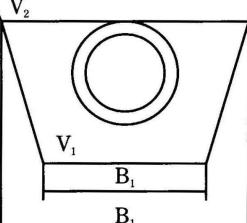
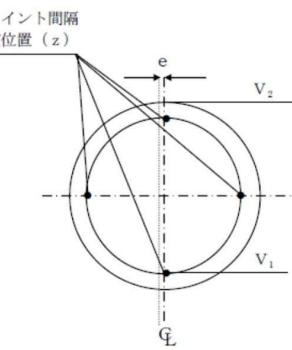
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
7. 排水路工事・河川工事	3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	基準高 (V)	± 75	±50
		幅 (B)	- 75	±50
		法長 (L)	法長2m未満 -50 法長2m以上 -100	法長2m未満 ±30 法長2m以上 ±65
		施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150	
				施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	4. 護岸工 (コンクリート張工) (アスファルト張工) (コンクリート張枠工)	基 準 高	± 50	±30
		厚 さ (T)	厚さ10cm未満 -20 厚さ10cm以上 -30	厚さ10cm未満 -10 厚さ10cm以上 -20
		法 長 (L)	法長3m未満 -45 法長3m以上 -100	法長3m未満 -30 法長3m以上 -65
		施工延長	-200	-130
				施工延長40m (測点 間隔50mの場合が50 m) につき1箇所
	5. 護岸工 (コンクリートブロック張工)	基 準 高	± 50	±30
		高 さ (t)	- 50	-30
		法 長 (L)	法長3m未満 -45 法長3m以上 -100	法長3m未満 -30 法長3m以上 -65
		施工延長	-200	-130

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの		布設時の値である。
基準高、幅、法長で20点以上もの及び施工延長	 	富山県独自

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	1. 管体基礎 工 (砂基 礎等)	幅 (B) 高さ (H)	-100 ± 30	-65 ± 20 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	2. 管水路 (遠心力 鉄筋コン クリート 管) RC管 RC管 良質地盤 軟弱地盤 スペーザ用 ゴム添付	基準高 (V) 中心線のズ レ (e) ジョイント 間隔 (Z) 施工延長	± 30 ただし 被圧地下水のある場合 ± 50 ± 100 別表イ参照 別表イ参照 -0.1% ただし延長200m未満 -200	± 20 ただし 被圧地下水のある場合 ± 30 ± 65 別表イ参照 別表イ参照 上記未満は2箇所測定 する。ジョイント間隔 については1本毎に測 定する。

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの (様式 3) 幅, 高さで 20点以上の もの	 $H = V_2 - V_1$	基礎材が異なる場合 は種類ごとに測定す る。 高さ(H)の管理は、 $V_2 - V_1$ で算出する るものとする
結果一覧表によ るもの (様式 8) 基準高, 中 心線のズレ, ジョイント 間隔で20点 以上のもの	 基準高 (V) は、 V_1 、 V_2 のいずれか 一方を測定し管理する。	Vの測定は管底(V_1) を原則とし, 測定時 期は埋戻完了とする。 ただし, $\phi 1,350\text{mm}$ 以 下又は管底での測定 作業が困難な場合は, 管頂まで埋戻し後の 管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで 埋戻時の管頂を原則 とする。 なお, 「埋戻完了」と は, 特に指示がない 場合は舗装(表層, 上 層路盤, 下層路盤)を 除いた埋戻完了時点 とする。

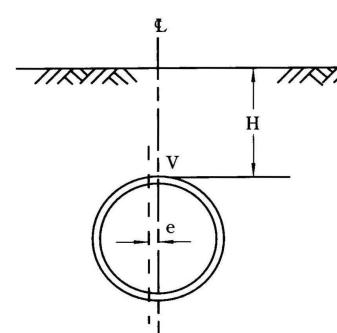
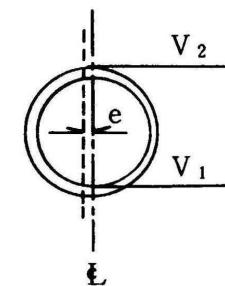
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
管 水 路 工 事	3. 管水路 (ダクタイ ル鉄管) A形 K形 U形 T形 (強化プラス チック複合 管) B形, T形 C形 (ダクタイ ル鉄管) A形 K形 U形 T形 (強化プラス チック複合 管) B形, T形 良質地盤1 良質地盤2 軟弱地盤1 軟弱地盤2 C形 良質地盤 軟弱地盤	基準高 (V) ±30 ただし 被圧地下水のある場合 ±50	±20 ただし 被圧地下水のある場合 ±30	基準高. 中心線のズレ (直線部)については, 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。中心線のズ レ(曲線部)については おおむね10mに1箇 所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。ジョイント間隔 については1本毎に測 定する。
	中心線のズ レ (e)	±100	±65	
	ジョイント 間隔 (Z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ参照	
	施工延長	-0.1%, ただし延長200m未満 -200		

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの (様式 3) 結果一覧表によ るもの (様式 8) 構造図に朱 記、併記する もの		<p>Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定期は埋戻完了とする。ただし、Φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂(V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p> <p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>

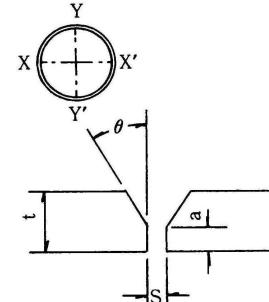
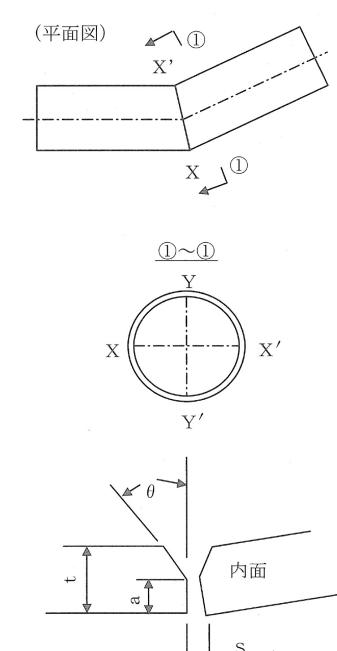
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
4. 管水路 (硬質ポリ塩 化ビニル管)	基準高 (V)	±50	±30	設計図書に示された基 準高あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね50mにつき1箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) については、おおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。上記未 満は2箇所測定する。
	埋設深 (H)	-50	+65 -35	
	中心線のズ レ (e)	±120	±80	
8.	施工延長	-0.1%, ただし延長200m未満 -200		
5. 管水路 (钢管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆鋼管－第1部：直管) 寸法 80A～3500A 塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、別表のとおりとする。 接合法 突き合わせ溶接継手とする。 工法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。			
事	管布設	基準高 (V) ただし 被圧地下水のある場合 ±50	±30 ただし 被圧地下水のある場合 ±30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね50mに つき1箇所の割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) については、おおむね 10mにつき1箇所の割 合で測定する。上記未 満は2箇所測定する。
	中心線のズ れ (e)	±45	±30	
	施工延長	-0.1% ただし延長200m未満 -200		

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの(様式 3) 基準高、埋 設深、中心 線のズレで 20点未満 のもの及び 施工延長		
結果一覧表によ るもの(様式 8) 左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長		通常の開削による布 設工法とは、矢板土 留・建込簡易土留を 含むものとする。
基準高、中 心線のズ れで20点以 のもの及び 施工延長		Vの測定は管底(V1)を原 則とし、測定時期は埋戻 完了とする。ただし、 φ1,350mm以下又は管底で の測定作業が困難な場合 は、管頂まで埋戻し後の 管頂(V2)でもよい。eの 測定は管頂まで埋戻時の 管頂を原則とする。なお、 「埋戻完了」とは、特に指 示がない場合は舗装(表層、 上層路盤、下層路盤)を除 いた埋戻完了時点とする。

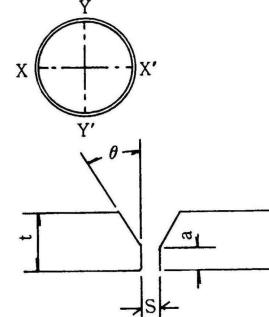
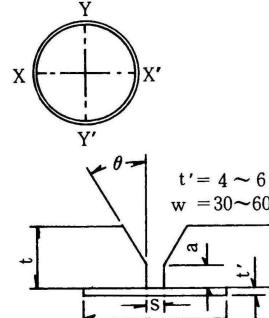
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
管 水 路 工 事	V型開先 (両面溶接) ルートギャップ (S)	0~3	同 左	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。
	ベベル角度 (θ)	30~35°	同 左	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
	ルートフェイス (a)	2.4以下	同 左	
管 水 路 工 事	V型開先テー バ付き直管 (両面溶接)	0~3	同 左	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
	ベベル角度 (θ)	Y, Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	同 左	
	ルートフェイ ス (a)	2.4以下	同 左	

管理方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの(様式 3) 結果一覧表に よるもの(様 式14) 点検表によ るもの(様 式15)		基礎材が異なる場合 は種類ごとに測定す る。 高さ(H)の管理は、 $V_2 - V_1$ で算出する
ルートギャ ップで20点 以上のもの 及び ベベル角度 ルートフェ イス		左記によらない場合 は特別仕様書による ものとする。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	V型開先 (片面溶接) ルートギャップ(S)	1~4	同左	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
	ベベル角度 (θ)	30~35°	同左	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定する。
	ルートフェイス(a)	2.4以下	同左	
V型開先 (片面裏当 溶接)	ルートギャップ(S)	4以上	同左	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。
	ベベル角度 (θ)	22.5~27.5°	同左	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定する。
	ルートフェイス(a)	2.4以下	同左	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式14) 点検表によるもの(様式15)		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点未満のもの及び ベベル角度 ルートフェイス		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水	X型開先 (両面溶接)	ルートギヤップ(S)	0~3	同左 溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。
	ベベル角度 (θ ₁)	30~35°	同左	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
	(θ ₂)	40~45°		
工 事	X型開先テー バ付き直管 (両面溶接)	ルートギヤップ(S)	0~3	同左 テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
	ベベル角度 (θ ₁)	Y, Y' : 30~35°	同左	
	(θ ₁)	X' : 35~15°		
	(θ ₁)	X : 30~50°		
	(θ ₂)	Y, Y' : 40~45°		
	(θ ₂)	X' : 40~60°		
	(θ ₂)	X : 45~25°		
	ルートフェイ ス(a)	2以下	同左	

管理方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの(様式 3) 結果一覧表に よるもの(様 式14) 点検表によ るもの(様 式15)	<p>Y X - - - X' Y' (外面)</p> <p>θ₂ θ₁</p> <p>A = 2/3 (t - a) B = 1/3 (t - a)</p>	左記によらな い場合は特別 仕様書による ものとする。
ルートギヤ ップで20点 以上のもの 及び ベベル角度 ルートフェ イス	<p>Y X - - - X' Y' (平面図) ① X ①</p> <p>①～①</p> <p>Y X - - - X' Y' (外面)</p> <p>θ₂ θ₁</p> <p>A = 2/3 (t - a) B = 1/3 (t - a)</p>	左記によらな い場合は特別 仕様書による ものとする。

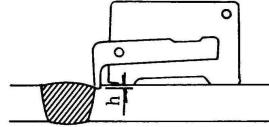
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	周継手溶接 両面溶接	t ; 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$ $t \leq 6$ $e \leq 1.5$	同左	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定す る。
	片面溶接	$6 < t \leq 16$ $e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38$ $e \leq 4.0$		
	余盛高(h)	t ; 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$	同左	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式14)	点検表によるもの(様式15)	
目違い、余盛高で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	

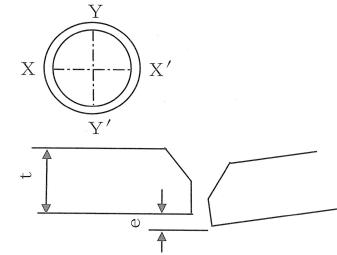
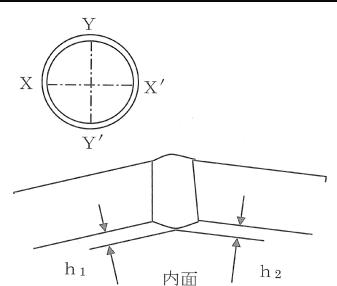
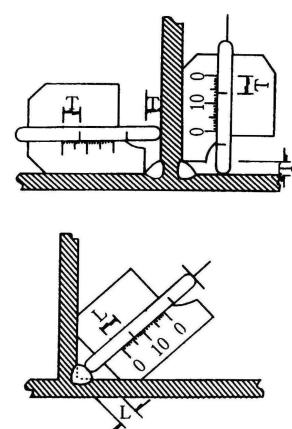
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	周縫手溶接 アンダカット (h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm(内側にあっては50mm)を超えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を超えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	同 左	1箇所ごとに全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	同 左	1箇所ごとに全円周を目視により点検する。
	その他	溶接部及びその付近には、割れ、アーチストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。	同 左	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの（様式3） 結果一覧表によるもの（様式14） 点検表によるもの（様式15）		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路	周縫手溶接 テープ付き 直管	目違い (e) 両面溶接	t ; 板厚 $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$	同 左
		余盛高 (h)	t ; 板厚 $t \leq 12.7 \quad h \leq 3.2$ $t > 12.7 \quad h \leq 4.8$ ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$	同 左
工 事	すみ肉溶接 (1/2)	脚長 (T)	指定脚長を下まわってはならない。ただし、一溶接線の長さの5%以下で、-1.0mmまでは認める。	同 左
		のど厚 (L)	指定のど厚を下まわってはならない。ただし、一溶接線の長さの5%以下で、-0.5mmまでは認める。	同 左

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式14) 点検表によるもの (様式15)	 	
— — ○		

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	すみ肉溶接 (2/2)	アンダカット (h)	0.5 < h < 1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあつてはならない。 h ≥ 1.0 のアンダカットはあつてはならない。	同 左
	ピット	ピットの直径が 1 mm 以下では溶接長さ 1 m につき 3 個までを許容する。しかし直径が 1 mm を超えるものはあつてはならない。	同 左	溶接線全長にわたって目視により点検し懸念のある部分はゲージにより点検する。
	ビード外観	ビート表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	同 左	溶接線全長にわたって目視により点検する。
	その他の欠陥	溶接部及びその付近には、割れ、アーケストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。	同 左	
	放射線透過試験	別表オ参照	別表オの判定基準参照	同 左
	素地調整	外 観	水分、錆、油等があつてはならない。	同 左
	エポキシ樹脂塗装	外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	同 左

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式14)	点検表によるもの(様式15)
—	—	○
—	—	○
—	—	○
—	—	○
—	—	○

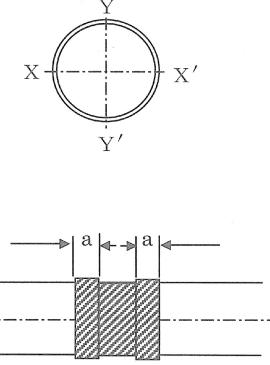
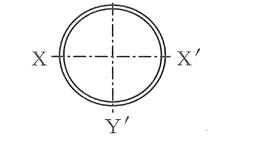
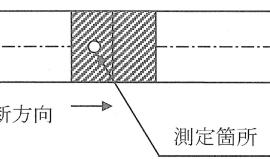
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	エポキシ樹脂塗装	膜厚	最低膜厚は、別表又は特別仕様書に規定する膜厚を下回つてはならない。	同左 現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。 (天地左右、縦断方向に各3点)
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	同左	現場塗装全面を点検する。
	付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。	同左	

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式14)	点検表によるもの(様式15)	
膜厚で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの		基礎材が異なるは種類ごとに 高さ(H)の管 $V_2 - V_1$ で算 長手方向 → 測定箇所
		<input type="radio"/>	ホリデーディレクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 塗膜の厚さ (mm) 試験電圧 (DC V) 0.5以上 2,000~2,500
		<input type="radio"/>	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
8. 管 水 路 工 事	ジョイントコート 焼損	あつてはならない。	同 左	ジョイントコート全数を点検する。
	両端のめくれ	有害な欠陥となる大き なめくれがあつてはな らない。	同 左	
	ふくれ	ジョイントコートの両 端から50mm以内にふく れがあつてはならない。	同 左	
	工場被覆部 との重ね代 (a)	片側50mm以上	同 左	
	ピンホール	花火の発生するよう な欠陥があつてはなら ない。	同 左	
	膜厚	別表カのとおり1.5mm 以上ただし、加熱収 縮後の厚さとする	同 左	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によ るもの(様式 3)	結果一覧表に よるもの(様 式8)	構造図に朱 記、併記する もの
—	—	○
		基礎材が異なる 場合は種類ごと に測定する。 高さ(H)の管理 は、V ₂ -V ₁ で算出する
		ホリデーディテクターを用いてピンホール 検査を行う。試験電圧は10,000~12,000V を標準とする。
膜厚で20点 以上のもの 左記のもの で20点未満 のもの		

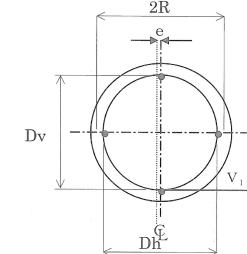
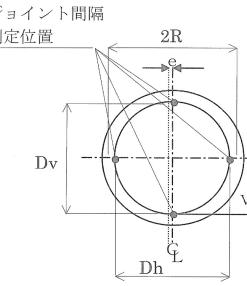
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
管水路工事	6. 管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 JIS G5526 (ダクタイル鉄管) J D P A G1027 (農業用水用ダクタイル鉄管)		
	8. 鋼管	JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)		
	強化プラスチック複合管	JIS A5350 (強化プラスチック複合管) F R P M K111-2016 (強化プラスチック複合管内圧管 フラットワインディング成形法)		
	たわみ率	なし I II	±5% ±5% ±5%	±3% ±3% ±4%
	締固め度	礫質土		施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後),管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層,上層路盤,下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
	たわみ率	I 程	±5%	±3%
	たわみ率	II 度	±5%	±4%
	たわみ率			
	たわみ率			
	たわみ率			

管理方式	測定箇所標準図	摘要								
管理図表によるもの(様式3,17) 結果一覧表によるもの(様式3,17)										
	<p>各測定期間に左記のもので20点以上未満のもの</p> <p>—</p> <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = 2R - (D_h + t)$ 又は $2R - (D_u + t)$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p> <table border="1"> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>仕上がり程度</td> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し、わゆる膨軟状態ではない</td> </tr> <tr> <td>締固めI</td> <td>プロテクター密度の85%程度</td> </tr> <tr> <td>締固めII</td> <td>プロテクター密度の90%以上</td> </tr> </table>	締固めの程度	仕上がり程度	締固めなし	締まった状態を指し、わゆる膨軟状態ではない	締固めI	プロテクター密度の85%程度	締固めII	プロテクター密度の90%以上	<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <p>①測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。</p> <p>②その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。</p> <p>③②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。</p> <p>④①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</p> <p>管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。締固め程度は次のとおりである。</p>
締固めの程度	仕上がり程度									
締固めなし	締まった状態を指し、わゆる膨軟状態ではない									
締固めI	プロテクター密度の85%程度									
締固めII	プロテクター密度の90%以上									

【農業農村整備事業編】

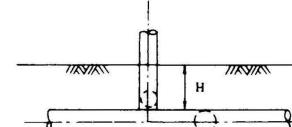
工種	項目	規格値(mm)	(参考)管理基準値(mm)	測定基準
管水路工事	7. シールド工事(一次覆工)コンクリートセグメント	基準高(V) 中心線のズレ(e)	±50 直線部 ±100 曲線部 ±150	基準高、中心線のズレ(直線部),たわみ率について施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
	施工延長	-0.1%, ただし延長150m未満 -150		中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。
	たわみ率	± 5%	± 3%	上記未満は2箇所測定する。
	8. シールド工事(二次覆工)既製管覆工	基準高(V) 中心線のズレ(e)	既製管挿入工 ± 30 推進工事 ± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については、施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。
工事	ジョイント間隔(Z)	別表イ、ウ及び 別表エ参照	別表イ、ウ及び 別表エ参照	測定する。中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。
	施工延長	-0.1%, ただし延長200m未満 -200		上記未満は2箇所測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。
	たわみ率	± 5%	± 3%	施工延長おおむね50mにつき1箇所を測定する。上記未満は2箇所測定する。測定時期は管据付時、注入完了時とする。

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3, 16) 結果一覧表によるもの(様式8, 16) 構造図に朱記、併記するもの	 <p>基準高(V)は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	基礎材が異なる場合は種類ごとに測定する。 高さ(H)の管理は、V ₂ -V ₁ で算出する。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点未満のもの及び施工延長もの	 <p>ジョイント間隔測定位置 基準高(V)は、V₁を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定期は完了時とする。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
1. スプリングラー	埋設深 (H)	-50	+65 -35	構造図の寸法表示箇所を測定する。

9.
烟
か
ん
施
設
工
事

管 理 方 式		測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3,5)	結果一覧表によるもの (様式8)		
埋設深で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの		

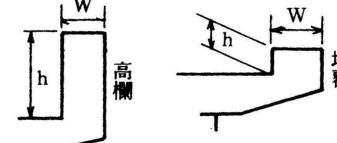
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
10. 橋梁	1. コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	幅 (B) 高さ (H) 桁長 (L) 横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m 未満)	+10 -5 ±5 +10 -5 ±15 1.5L -6	上幅(B_1) +7 -3 下幅(B_2, B_3) ±3 幅, 高さについては桁の両端部, 中央部の3箇所を全桁数測定する。桁長は各桁で, 横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に, 全桁数測定する。
		横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m 以上)	10	
	2. 鉄筋コンクリート床版工	基準高 (V) 幅 (B) 厚さ (T)	±20 ±30 +20 -10	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは, おおむね 10m^2 に1箇所の割合で測定する。
			±15 ±20 +13 -7	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) —		
結果一覧表によるもの (様式8) —		コンクリート橋に適用する。

【農業農村整備事業編】

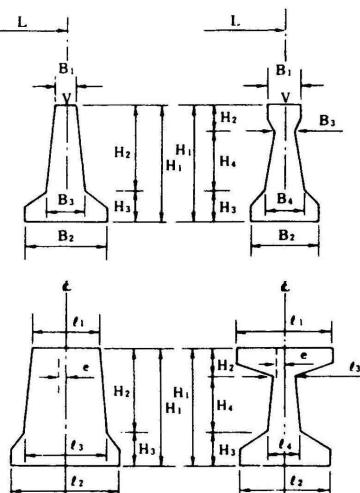
工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
10. 橋 梁 工 事	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄幅 (B) -20	±13	1 径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
	高 檻 高 さ (H)	-30	±20	
	地 覆 幅 (B)	-20	±13	
	地 覆 高 さ (H)	-20	±13	

管 理 方 式	測 定 節 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式3) 構造図に朱記、併記することが困難なもの	構造図に朱記、併記する高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
					管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの
11. 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	敷幅(B)	-50	±30	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示個所を測定する。	—	構造図に朱記、併記困難なもの
		控壁の厚さ(T)	-20	+20 -13			
		高さ(H)	-50	±30			
		中心線のズレ(e)	±50	±30			
		天端長(ℓ_1)	-50	±30			
		敷長(ℓ_2)	-50	±30			
		胸壁間距離(L)	±30	±20			
	橋台沓部	1 共通工事の10精度を要するものの項に定めるところによる	同左	同左	同左	同左	同左

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
11. 橋梁下部工事	2. 橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高 (V)	±20	±15
		天端長 (ℓ_1)	-50	±30
		敷長 (ℓ_2)	-50	±30
		天端幅 (B_1)	-20	+20 -13
		敷幅 (B_2)	-50	±30
		高さ (H)	-50	±30
		橋脚中心間距離 (L)	±30	±20
		中心線のズレ (e)	±50	±30

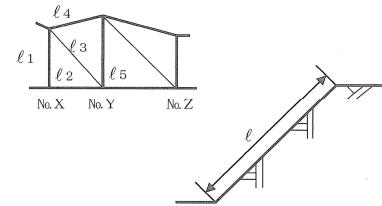
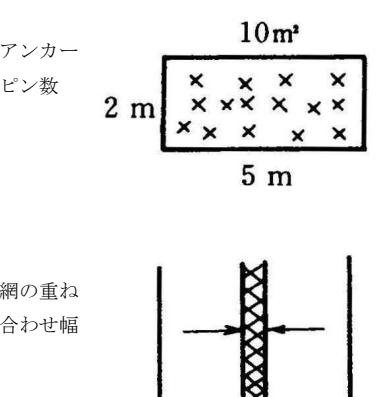
管理方式		測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3)	結果一覧表によるもの (様式8)	構造図に朱記、併記するもの	
—	構造図に朱記、併記困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ	

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
11. 橋 梁 下 部 工 事	3. 橋脚工 (ラーメン式)	基準高 (V)	±20	±15
		天端長 (ℓ)	-20	±15
		天端幅 (B_1)	-20	+20 -13
		中間幅 (d)	-20	±15
		基礎幅 (B_2, b)	-50	±30
		高さ (H)	-50	±30
		厚さ (T)	-20	+20 -13
		橋脚中心間距離 (L)	±30	±20
		中心線のズレ (e)	±50	±30

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式3) —	<p>構造図に朱記、併記困難なもの</p>	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
12. 法面保護工事	1. ラス張植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝 むしろ張工 (上記工種で種子を含む場合は、 2. 植生等の工種の植被率の管理項目を適用する)	面積	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	アンカーピン数	ラス張 $\phi 9 (\text{D}10) \times L=200\text{mm}$ $15\text{本}/10\text{m}^2$ 以上 $\phi 16 (\text{D}16) \times L=400\text{mm}$ $3\text{本}/10\text{m}^2$ 以上		ラス張は 200m^2 に1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	アンカーピン及び止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 $6\text{本}/\text{m}^2$ 以上 肥料袋無 $3\text{本}/\text{m}^2$ 以上		植生マット及び繊維ネットは 500m^2 に1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	重ね合せ幅	10cm 以上 植生マット 植生シート 5cm 以上 むしろ張工 3cm 以上		ラス張は 200m^2 に1箇所の割合で測定する。植生マット、植生シート、繊維ネットは 500m^2 に1箇所の割合で測定する。むしろ張工は 100m^2 に1箇所の割合で測定する。上記未満は、いずれの場合も2箇所測定する。

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの	—	—	—
—	—	展開図及び測線長	
—	測定値を記入	—	 <p>規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督員と協議する。</p> <p>マット、植生シート、繊維ネットの重ね合せ幅については、工法により異なる場合、別途監督員と協議する。</p>

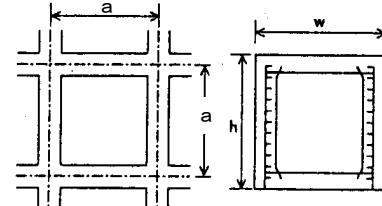
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
12. 法面保護工事	2. 植生等の工種 (伏工、吹付工類)	法長	5m未満 -200 5m以上 -4 %	全測点 面積で管理する場合の規格値は-2%以内とする。
		延長	-200	
	厚さ	5cm未満 - 10 5cm以上 - 20		厚層基材又は客土吹付等の厚さを管理する場合の規格値は、200m ² に一箇所の割合で測定して、その平均
	植被率 (資材・工法に種子が含まれる場合)	設計数値以上		施工面積1,000m ² に1カ所の割合で測定する。

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの	
—	—	展開図及び測線長	
厚さ20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—	
—	測定表または出来形図	—	検査時に確認出来ない場合は、特別仕様書による。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
12. 法面保護事	法長	10m未満 -100 10m以上 -200		断面、形状等の変化点毎で測定する。
	幅 (W)	-30		
	高さ (h)	-30		
	吹付枠中心間隔 (a)	±100		
	延長 (L)	-200		1施工箇所毎

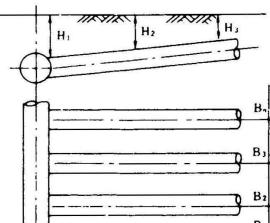
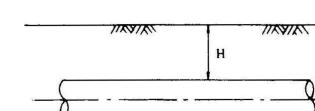
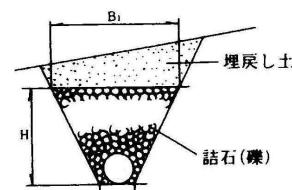
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘要
管理図表によるもの (様式3)	結果一覧表によるもの (様式8)	構造図に朱記、併記するもの	
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	展開図に朱記、併記するもの	
		展開図に朱記、併記するもの	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要	
12. 面 保 護 事	4. 特殊配合 モルタル 吹付工 (種子を含 む場合は、 2. 植生等 の工種の植 被率の管理 項目を適用 する)	面 積	施工面積 \geq 設計面積		全施工面積について展 開図又はその他の方法 により測定(求積)す る。	管理図表によ るもの(様式 3) 結果一覧表に よるもの(様 式8) 構造図に朱 記、併記する もの	測定箇所標準図	概要
		吹 付 量	吹付量 \geq 設計量		施工面積200m ² に1箇 所の割合で測定する。 上記未満は2箇所とす る。	厚さで20点 以上のもの で20点未満 のもの	—	
		アンカーピン 数	施工本数 \geq 設計本数		金網張工は200m ² に1 箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	—	測定値を記 入する。	アンカ ー ピ ン 数 網の重ね 合 わ せ 幅
		網の重ね合わ せ幅	10cm以上					
5. コンクリ ート吹付 工 モルタル 吹付工	吹 付 厚 さ (T)	-10 -20	設計厚5cm未満 \pm 7 設計厚5cm以上 \pm 15	施工面積おおむね100m ² につき1箇所の割合で コア採取又は削孔などして測定する。上記 未満は2箇所測定する。	厚さで20点 以上のもの で20点未満 のもの	—	測定箇所標準図	施工端部、岩 等の突出部の 特殊な場合は 適用しない。

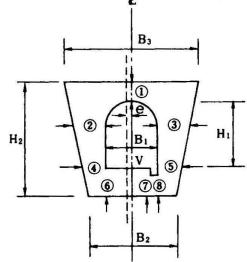
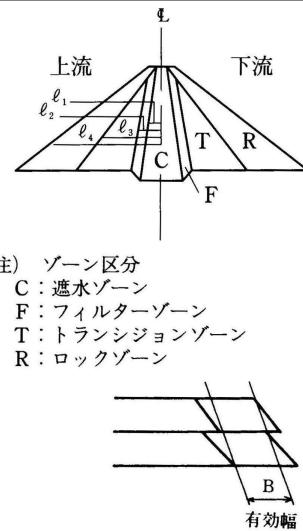
【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
13. 暗渠排水工事	1. 吸水渠	布設深 (H) 間隔 (B)	- 75 ± 750	+100 -50
				上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。
		施工延長	-0.2% ただし、延長500m以下 -1,000	
2. 集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深 (H)	- 75		+100 -50
				施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		施工延長	-0.2% ただし、延長500m以下 -1,000	
3. 被覆材	幅 (B)	- 50		上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。
	深さ (H)	- 30		

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3.5) 結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に未記、併記するもの	
布設深、間隔で20点以上上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	
幅、深さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
14. フィルダム工事	1. 監査廊 (暗渠タイプ)	基準高 (V) 幅 (B)	±30 -25	±20 +25 -15 ただし、 B_2 , B_3 , -15
		厚さ (T)	-20	-13
		高さ (H)	-40	±25 ただし、 H_2 -25
		中心線のズレ (e)	直線部 ±75 曲線部 ±150	直線部 ±50 曲線部 ±100
		スパン長	直線部 ±20 曲線部 ±30	直線部 ±13 曲線部 ±20
		施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満 -150	
	2. 堤体盛土	遮水ゾーン ゾーン 幅	$\ell_1 + 500 - 0$ $\ell_2 + 500 - 0$ $\ell_3 + 1,000 - 500$ $\ell_4 + 1,000 - 0$	1. ゾーン幅について は施工延長おおむね 20mにつき1箇所の 割合で測定する。

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長	 <p>注) ゾーン区分 C : 遮水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランシジョンゾーン R : ロックゾーン</p>	1. 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2. ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3. 管理基準値については別途定めるものとする。 4. 各リフトごとの盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
14. フルダム 工事	3. 洪水吐	基準高 (V)	±30	±20
		厚さ (T)	-20	+20 -13 ただし、 $T_1 \sim T_9$ -13
		幅 (B)	-25	+25 -15
		高さ (H)	-25	±15
		中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 35 曲線部 ± 65
		スパン長	直線部 ± 20 直線部 ± 30	直線部 ± 13 直線部 ± 20
	施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満 -150		

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8) 構造図に朱記、併記するもの		インパートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
15. 頭 首 工 工 事	1. 本体	基準高 (V) 幅 (B) 厚さ (T) 高さ (H) 長さ (L)	± 30 天端幅等 - 30 エプロン部 - 60 - 30 導流壁, エプロン部等 - 30 導流壁等 -100 導流壁, エプロン部	± 20 天端幅等 ± 20 エプロン部 ± 40 + 30 - 20 導流壁, エプロン部等 + 30 - 20 導流壁等 +100 - 65 導流壁, エプロン部
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	基準高 (V) 面積 (A)	± 150 -0.2%	± 100
				構造図の寸法表示箇所を測定する。
				基準高については、施工面積100m ² につき 1 箇所の割合で測定する。上記未満は 2 箇所測定する。

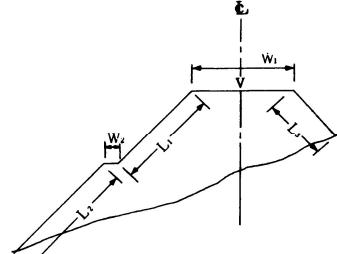
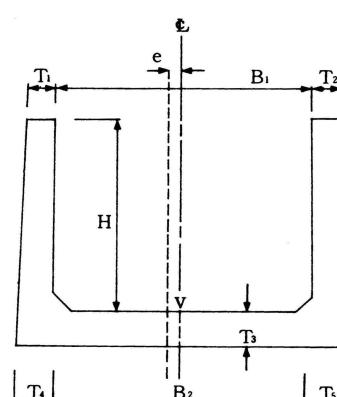
管 理 方 式	測定箇所標準図		摘要
管理図表によるもの (様式3)	結果一覧表によるもの (様式8)	構造図に朱記、併記するもの	
—	構造図に朱記することが困難なもの	基準高、幅厚さ、高さ、長さ	
基準高で20点以上もの	左記のもので20点未満のもの	—	

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
16. 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック	基準高 (V) 幅 (B)	-300 捨石工は特別仕様書による。 -300	±200 捨石工は特別仕様書による。 ±200 基準高、幅については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式3) 基準高、幅で20点以上ものもの	結果一覧表に構造図に朱記、併記するもの 左記のもので、20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値(mm)	測定基準	管理方 式	測定箇所標準図	摘要		
					管理図表によ るもの(様式 3)	結果一覧表に よるもの(様 式8)	構造図に朱 記、併記する もの		
17. ため 池 改 修 工	1. 堤体工	基準高(V)	±100	±65	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	基準高、堤幅、法長で20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する 2 測定は原則として水平距離とするが法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断図面を利用して作成する。
		堤幅(W)	天端幅、小段幅等 -100	天端幅、小段幅等 -65 (鋼土 +300、-0)					
		法長(L)	-100	-65					
		施工延長	-200						
	2. 洪水吐工	基準高(V)	±30	±20		基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		
		幅(B)	±30	±20					
		厚さ(T)	±20	±13					
		高さ(H)	±30	±20					
		中心線のズレ	直線部 ± 50	直線部 ± 35					
		スパン長(L)	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	直線部 ± 13 曲線部 ± 20					
		施工延長(又は長さ)	-150						

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
17. ため池改修工事	3. 棚管工同上付帶構造物(土砂吐ゲート等)	基準高 (V) 幅 (B) 厚さ (T) 高さ (H) 中心線のズレ (e) 施工延長	±30 -20 -20 -20 直線部 ± 50 曲線部 ± 100 -150	±20 +20 -13 +20 -13 ±13 直線部 ± 35 曲線部 ± 65
	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔について、1箇所の割合で測定する。ジョイント間隔については、1本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。			

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式3) 結果一覧表によるもの (様式8) 構造図に朱記、併記するもの		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 プレキャストコンクリート製品の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は土木工程施工管理基準5.水路トンネル工事の1.水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帶構造物は土木工程施工管理基準1.共通工事の9.コンクリート付帶構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

【農業農村整備事業編】

工種	項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準
18. 客土工事	現況高			15点/30a (全耕区)
	搬入台数	耕区単位に伝票管理	耕区単位に伝票管理	耕区番号、車輌番号、積載量(目視又は測定)等を確認のうえ伝票受領。
	耕土補給厚さ	5~4cm補給 -20 3cm補給 -15	5~4cm補給 +20 -15 3cm補給 +20 -10	15点/30a (全耕区) の平均値
	均し度	-50	±35	15点/30a (全耕区)

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式3) 基準高、厚さ、幅で20点以上ものも 左記のもので20点未満のもの及び施工延長	構造図に朱記、併記するもの 一	富山県独自

19. 地すべり工事

【森林整備保全事業編】森林土木工事共通 3-1 共通工種 参照
溪間・山腹工等 11 地すべり防止工 参照

20. 補強土壁工事

【森林整備保全事業編】森林土木工事共通 1 土工 参照
森林土木工事共通 3-10 擁壁工 参照

21. 農業集落排水施設工事

「農業集落排水施設 検査・施工管理指標(案)」参照
平成12年4月 (社)日本集落排水協会

22. 施設機械関係工事

「施設機械工事等施工管理基準の制定について」参照
(平成19年4月26日付 耕第225号 農林水産部長 通知)

別表ア～カについて

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

【農業農村整備事業編】

杭 径	木 杭		プレキャストコンクリート杭	
	規格値	(参考) 管理基準値	規格値	(参考) 管理基準値
60	225	60		
90	225	90		
120	225	120		
150	225	150		
180	225	180		
210	225	210		
200			50	33
250			62	41
300			75	50
350			87	58
400			100	66
450			100	66
500			100	66
550		—	—	—
600			100	66
700			100	66
800			100	66
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

(単位:mm)

杭 径	鋼 管 杭		場所打ち杭	
	規格値	(参考) 管理基準値	規格値	(参考) 管理基準値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400	100	66		
450	100	66		
500	100	66		
550	100	66		
600	100	66		
700	100	66		
800	100	66	100	66
900	100	66	—	—
1,000	100	66	100	66
1,200			100	66
1,500			100	66
1,800			100	66
2,000			100	66
2,500			100	66
3,000			100	66

(単位:mm)

別表イ 管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

JIS A5372 R C管(B型管)			JIS A5372 R C管 (NB型管)		
呼び径(mm)	(参考) 管 理 基 準 値	規 格 値		(参考) 管 理 基 準 値	規 格 値
		良 質 地 盤	軟 弱 地 盤		
150	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
200	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
250	+13 0	+20 0	+11 0	+15 0	+23 0
300	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
350	+12 0	+18 0	+10 0	+15 0	+23 0
400	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
450	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
500	+14 0	+21 0	+11 0	+19 0	+29 0
600	+15 0	+23 0	+13 0	+19 0	+29 0
700	+14 0	+21 0	+12 0	+19 0	+29 0
800	+16 0	+24 0	+13 0	+19 0	+29 0
900	+17 0	+26 0	+15 0	+19 0	+29 0
1,000	+21 0	+32 0	+18 0		
1,100	+22 0	+33 0	+19 0		
1,200	+23 0	+35 0	+21 0		
1,350	+24 0	+37 0	+22 0		

(単位：mm)

JIS A5372 R C管 (NC型管)			
呼び径(mm)	規 格 値		(参考) 管 理 基 準 値
1500	+33	+5	+24 +5
1650	+33	+5	+24 +5
1800	+33	+5	+24 +5
2000	+33	+5	+24 +5
2200	+33	+5	+24 +5
2400	+38	+5	+27 +5
2600	+38	+5	+27 +5
2800	+38	+5	+27 +5
3000	+38	+5	+27 +5

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
 2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。
 規格値及び管理基準値は数に示す位置を測定するものとする。
 5. 管の外側から測定する場合の一、施工管理記録様式に示す、a, b, c, dとする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

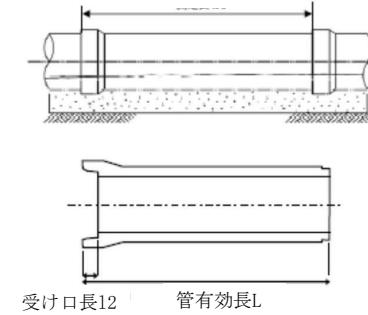
(1) 内側から計測する場合
B形及びNC形

(2) 外側から計測する場合

- 1) 標線による計測

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長12} - (\text{標線長} h - \text{測定長} x_1)$$
- 2) 標線によらない計測

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長12} - (\text{管有効長} L - \text{測定長} x_2)$$



別表ウ 管水路（ダクトイル鉄管）ジョイント間隔管理基準値

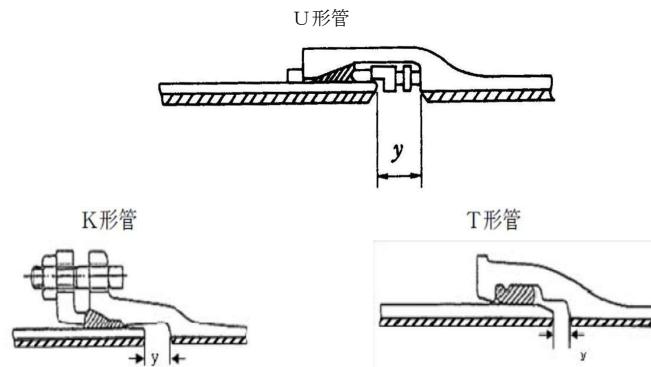
(単位：mm)

規 格	JDPA			JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027		
	A形			K形		
	呼び径(mm)	規格値	(参考) 管理基準値	規格値	(参考) 管理基準値	
75	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
100	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
150	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
200	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
250	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
300	+19 0	+14 0	+19 0	+14 0	+14 0	
350	+31 0	+22 0	+31 0	+22 0	+22 0	
400	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
450	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
500	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
600	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
700	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
800	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
900	—	—	+31 0	+22 0	+22 0	
1,000	—	—	+36 0	+25 0	+25 0	
1,100	—	—	+36 0	+25 0	+25 0	
1,200	—	—	+36 0	+25 0	+25 0	
1,350	—	—	+36 0	+25 0	+25 0	
1,500	—	—	+36 0	+25 0	+25 0	
1,600	—	—	+40 0	+25 0	+25 0	
1,650	—	—	+45 0	+25 0	+25 0	
1,800	—	—	+45 0	+25 0	+25 0	
2,000	—	—	+50 0	+25 0	+25 0	
2,100	—	—	+55 0	+25 0	+25 0	
2,200	—	—	+55 0	+25 0	+25 0	
2,400	—	—	+60 0	+25 0	+25 0	
2,600	—	—	+70 0	+25 0	+25 0	

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
 2. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 管の外面から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すabcdとする。
 5. ダクトイル鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は次ページの図のy寸法である。yの測定位置は、鉄屑層とモルタル層の境界部を目安とする。
 6. JDPA G 1027(農業用水用ダクトイル鉄管)の呼び径は以下のとおり。
 　・T形及びT型用継ぎ輪:300～2,000、K形:300～2,600
 JDPA G 1029(推進工法用ダクトイル鉄管)の呼び径は以下のとおり。
 　・T型:250～700、U型:800～2,600
 JDPA G 1027(農業用水用ダクトイル鉄管)のT型用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527(ダクトイル鉄管異形管)のK形に準じる。
 7. JIS G 5527(ダクトイル鉄管異形管)のK形・U形のジョイント間隔は、JIS G 5526(ダクトイル鉄管)のK形、U形に準じる。
 8. 標準値は継ぎ手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

(単位：mm)

規 格	JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027			JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029	
	U形			T形	
	呼び径(mm)	標準値	規格値	(参考) 管理基準値	規格値
75	—	—	—	+16 0	+11 0
100	—	—	—	+16 0	+11 0
150	—	—	—	+16 0	+11 0
200	—	—	—	+14 0	+10 0
250	—	—	—	+14 0	+10 0
300	—	—	—	+24 0	+16 0
350	—	—	—	+24 0	+16 0
400	—	—	—	+24 0	+16 0
450	—	—	—	+24 0	+16 0
500	—	—	—	+30 0	+20 0
600	—	—	—	+30 0	+20 0
700	105	+35 -5	+23 -5	+30 0	+20 0
800	105	+35 -5	+23 -5	+30 0	+20 0
900	105	+35 -5	+23 -5	+40 0	+25 0
1,000	105	+35 -5	+23 -5	+40 0	+25 0
1,100	105	+35 -5	+23 -5	+40 0	+25 0
1,200	105	+35 -5	+23 -5	+50 0	+25 0
1,350	105	+35 -5	+23 -5	+50 0	+25 0
1,500	105	+35 -5	+23 -5	+60 0	+25 0
1,600	115	+36 -5	+24 -5	+70 0	+25 0
1,650	115	+36 -5	+24 -5	+70 0	+25 0
1,800	115	+36 -5	+24 -5	+80 0	+25 0
2,000	115	+36 -5	+24 -5	+90 0	+25 0
2,100	115	+36 -5	+24 -5	—	—
2,200	115	+36 -5	+24 -5	—	—
2,400	115	+36 -5	+24 -5	—	—
2,600	130	+36 -5	+24 -5	—	—

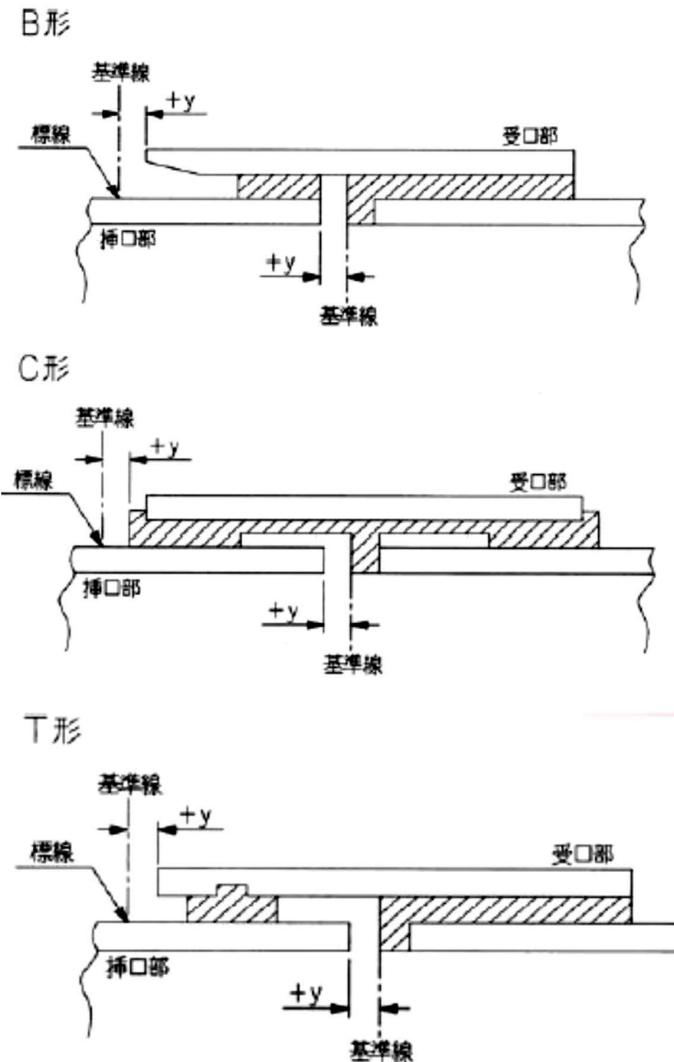


別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

(単位:mm)

規格	JIS A5350							
	B形、C形及びT形				(参考)管理基準値			
呼び径 (mm)	標準値	規格値						
		良質地盤	軟弱地盤					
200	0	+33	0	+22	0	+10 0		
250	0	+33	0	+22	0	+10 0		
300	0	+38	0	+25	0	+10 0		
350	0	+38	0	+25	0	+10 0		
400	0	+43	0	+28	0	+10 0		
450	0	+43	0	+28	0	+10 0		
500	0	+53	0	+35	0	+15 0		
600	0	+53	0	+35	0	+15 0		
700	0	+53	0	+35	0	+15 0		
800	0	+53	0	+35	0	+15 0		
900	0	+53	0	+35	0	+15 0		
1,000	0	+53	0	+35	0	+20 0		
1,100	0	+53	0	+35	0	+20 0		
1,200	0	+53	0	+35	0	+20 0		
1,350	0	+53	0	+35	0	+20 0		
1,500	0	+53	0	+35	0	+20 0		
1,650	0	+80	0	+53	0	+25 0		
1,800	0	+80	0	+53	0	+25 0		
2,000	0	+95	0	+63	0	+25 0		
2,200	0	+95	0	+63	0	+25 0		
2,400	0	+113	0	+75	0	+25 0		
2,600	0	+113	0	+75	0	+25 0		
2,800	0	+128	0	+85	0	+25 0		
3,000	0	+128	0	+85	0	+25 0		

- 注) 1. 管理基準値は、接合時の値であり、4箇所の平均値とする。
 2. 規格値は埋戻後の値であり、原則、4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 　なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すabcdとする。
 5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表エ (参考資料1) ジョイント間隔規格値及び、管理基準値

強化プラスチック複合管について、現在生産中止となっている配管材に係るジョイント間隔管理基準値を以下に示すので、機能診断業務等の参考にされたい。

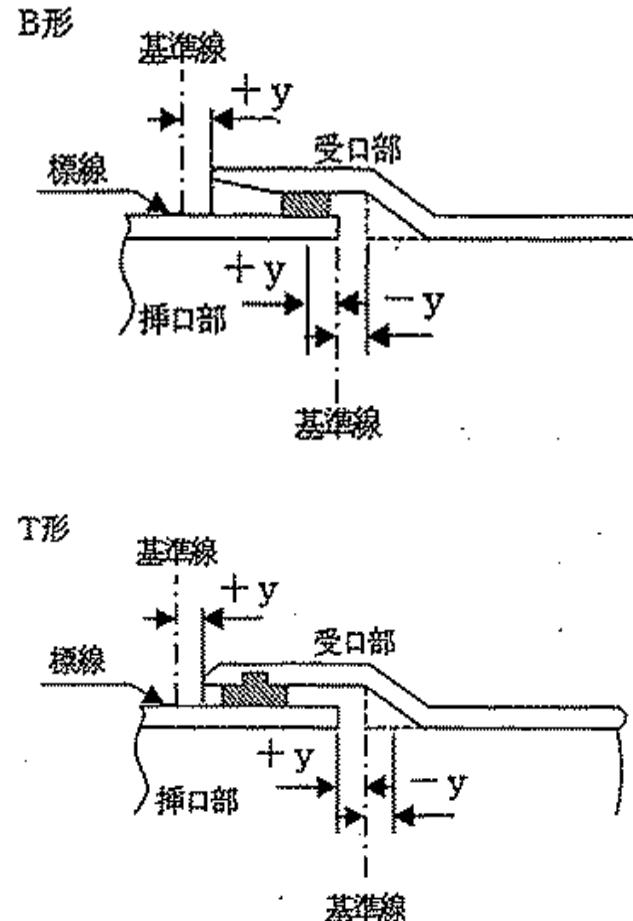
(単位: mm)

規 格	JIS A5350					
	呼び径 (mm)	標準値	規 格 値		(参考) 管理基準値	
			()内数値	()内数値		
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤		
200	0	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)	+10 - 5(0)		
250	0	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)	+10 - 5(0)		
300	0	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)	+10 - 5(0)		
350	0	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)	+10 - 5(0)		
400	0	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)	+10 - 5(0)		
450	0	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)	+10 - 5(0)		
500	0	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	+15 -10(0)		
600	0	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	+15 -10(0)		
700	0	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	+15 -10(0)		
800	0	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	+15 -10(0)		
900	0	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)	+15 -10(0)		
1,000	0	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	+20 -15(0)		
1,100	0	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	+20 -15(0)		
1,200	0	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	+20 -15(0)		
1,350	0	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	+20 -15(0)		
1,500	0	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)	+20 -15(0)		
1,650	0	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)	+25 -20(0)		
1,800	0	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)	+25 -20(0)		
2,000	0	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)	+25 -20(0)		
2,200	0	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)	+25 -20(0)		
2,400	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	+25 -20(0)		
2,600	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	+25 -20(0)		
2,800	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	+25 -20(0)		
3,000	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	+25 -20(0)		

注) 現在生産中止となる配管材に係るジョイント規格止値と及なびつて理い基る準配管材に係る値を示すものである。

1. 管理基準値は、接合時の値であり、4個所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則、4個所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すabcdとする。
5. 繼手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
6. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

(注)下記に示す継手部の標準断面は、現在生産中止となっている配管材に係る標準断面図である。



別表エ (参考資料2) ジョイント間隔規格値及び、管理基準値

強化プラスチック複合管について、現在生産中止となっている配管材に係るジョイント間隔管理基準値を以下に示すので、機能診断業務等の参考にされたい。

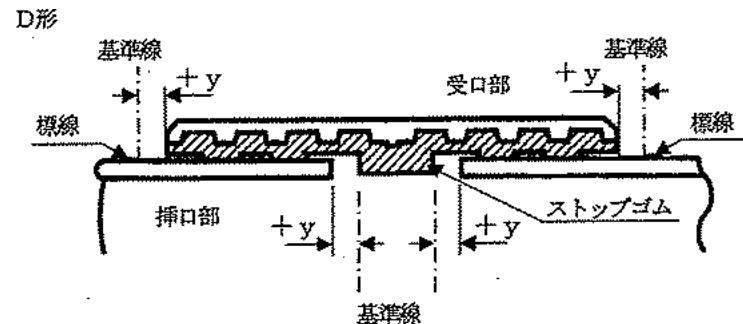
(単位: mm)

規 格	JIS A5350				
	呼び径 (mm)	標準値	規 格 値		(参考) 管理基準値
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤	
200	0	+25 -3	+15 -3	+5 0	注 ジ本ヨイはン現ト在間生隔産規中格止値と及なびつ管て理い基る進配値管を材示にす係もるのである
250	0	+25 -3	+15 -3	+5 0	
300	0	+25 -3	+15 -3	+5 0	
350	0	+25 -3	+15 -3	+5 0	
400	0	+35 -3	+25 -3	+5 0	
450	0	+35 -3	+25 -3	+5 0	
500	0	+35 -3	+25 -3	+15 0	
600	0	+35 -3	+25 -3	+15 0	
700	0	+35 -3	+25 -3	+15 0	
800	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
900	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
1,000	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
1,100	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
1,200	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
1,350	0	+40 -5	+30 -5	+20 0	
1,500	0	+45 -5	+35 -5	+25 0	
1,650	0	+45 -5	+35 -5	+25 0	
1,800	0	+45 -5	+35 -5	+25 0	
2,000	0	+45 -5	+35 -5	+25 0	
2,200	0	+50 -5	+40 -5	+30 0	
2,400	0	+50 -5	+40 -5	+30 0	

*管がストップゴムをつぶしている場合は(-)とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

1. 管理基準値は、接合時の値であり、4個所の平均値とする。
2. 規格値は埋戻後の値であり、原則、4個所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 測定は原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すabcdとする。
5. 継手部の標準断面は上図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
6. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

(注)下記に示す継手部の標準断面は、現在生産中止となっている配管材に係る標準断面図である。



別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(JIS Z3050A 準拠)

項目	判定基準
10 ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
11 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
12 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
13 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
14 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
15 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
16 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
17 タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
18 プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
19 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、JIS Z3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
20 中空ビート	中空ビートは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れてなければならない。
21 割れ	割れは、すべて不合格とする。
22 きずの集積	10から19までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm(11を除く)以下を合格とする。
23 アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
24 きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には不合格とする。 (b) 内面のビートの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

【農業農村整備事業編】

種別	塗覆装方式	最小厚さ(mm)
直管 テープ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤型エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック塗装（JIS G 3443-3）」	
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装（JIS G 3443-4）」 溶剤型エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管（WSP A-101-2009）」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012-2010）」	プラスチック系の場合 基材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上

備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。

なお、スチナーについても同様とするが、同部の被腹厚さについては規定しない。
ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。

2. 繰手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（WSP 012）」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。

